商品概要説明書

マイカーローン（一般型Ａ）

(令和７年４月１日現在)

商品名	マイカーローン（一般型Ａ）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上（農業者の場合は、150 万円以上）ある方とします。ただし、新卒内定者で、入社月の３か月前以降に借入申込いただく場合を除く。 ○ＪＡマイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が２年以上あり、少なくとも過去１年以上延滞のない方、または２年以上返済実績があり、完済後２年以内の方については、前年度税込年収 150 万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が 150 万円以上 200 万円未満の方は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方（以下リピーター型という）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとします。）。 ⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。 （ただし、リピーター型は対象外とします。）
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め６か月以上 10 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大３か月）。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】

<table>
<tr><td></td><td>お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（短期プライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は１か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。
①一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>3,800</td><td>10,893</td><td>18,089</td><td>25,396</td><td>36,543</td></tr>
</table>
②分割払い
お客様から当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.70%上乗せされた利率が適用されます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>別途徴収</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		がん保障特約付団体信用生命保険	別途徴収
		がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	別途徴収
		団体信用生命保険（ワイド）	別途徴収

９大疾病補償保険	○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては掛金を別途徴収致します。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…無料 ②一部繰上返済の場合…無料 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または管理課(電話：０１５４－６６－３２１１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡ阿寒

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。
　　２　保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。

商品概要説明書

マイカーローン（基金協会型）

(令和７年４月１日現在)

商品名	マイカーローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。ただし、就職内定者で入社月の３か月前以降の借入申込の場合を除く。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはそのご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買に伴う資金は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は 100 万円以内とします。）。 ⑥スノーモービルの購入資金。 ⑦乗用車買替時のＪＡまたは他行等既存マイカー資金債務（残元金）の上乗せ資金。 ⑧他社等既存マイカー資金の借換
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め６か月以上 10 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大３か月）。 ○借換資金のみの場合は、現在お借入中のマイカー資金の残存償還期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（３月１日および９月１日）以降、次回基準日までに基準金利（短期プライムレート）が年 0.5%以上乖離した場合は１か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より

<table>
<tr><td></td><td>適用利率を変更いたします。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）、年２回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
○就職内定者の場合は、保証能力のある方１名に連帯保証人となっていただきます。ただし、農業後継者として就農、農業法人・ＪＡ系統団体・地方公共団体等へ入社される方は、連帯保証人を省略することができる場合があります。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。
①一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>3,800</td><td>10,893</td><td>18,089</td><td>25,396</td><td>36,543</td></tr>
</table>
②分割払い
お客様から当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.70%上乗せされた利率が適用されます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>別途徴収</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>別途徴収</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっ</td></tr>
</table>

	ては掛金を別途徴収致します。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…無料 ②一部繰上返済の場合…無料 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合はの条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または管理課(電話：０１５４－６６－３２１１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：０１１－２５１－７７３０）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ阿寒

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。
　　２　保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。